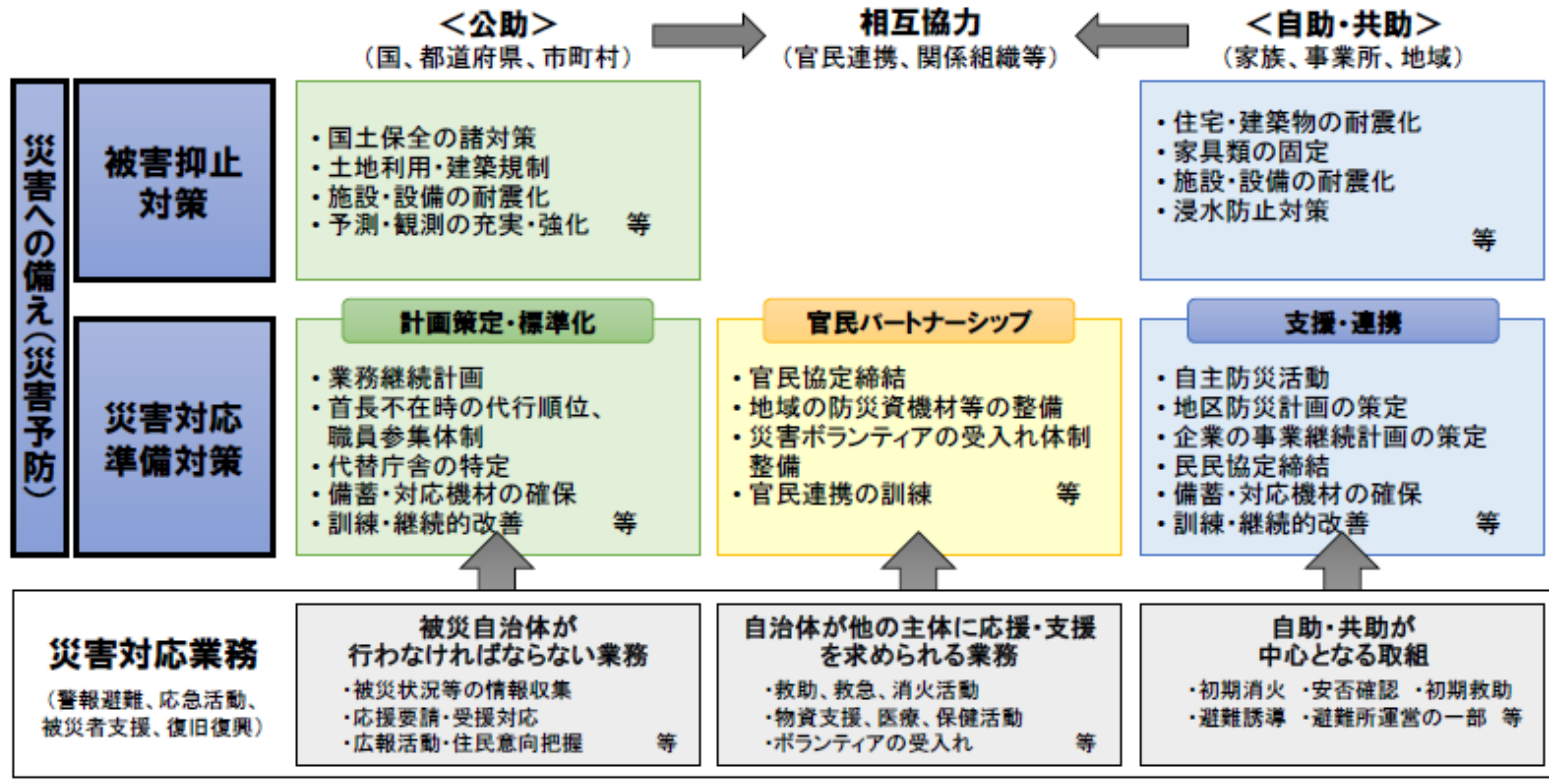


(仮称) 狭山市防災基本条例の方向性【案】

1. 防災基本条例の前提 国の「災害への備え」標準項目

災害への備え

- 「災害への備え(災害予防)」は、「被害抑止対策」と「災害対応準備対策」からなる。
- 「被害抑止対策」は、国土保全対策、建物等の耐震化、施設・設備の耐震化・保守管理など、ハザードによる被害の発生を予防・抑制するための事前対策。
- 「災害対応準備対策」は、体制整備、備蓄や資機材等の整備、訓練など、災害時に実施する災害対応業務を迅速かつ円滑に実施するための事前対策。



第2回市民検討委員会 鍵屋先生資料
「防災スペシャリスト養成研修 標準テキスト(抜粋)」より

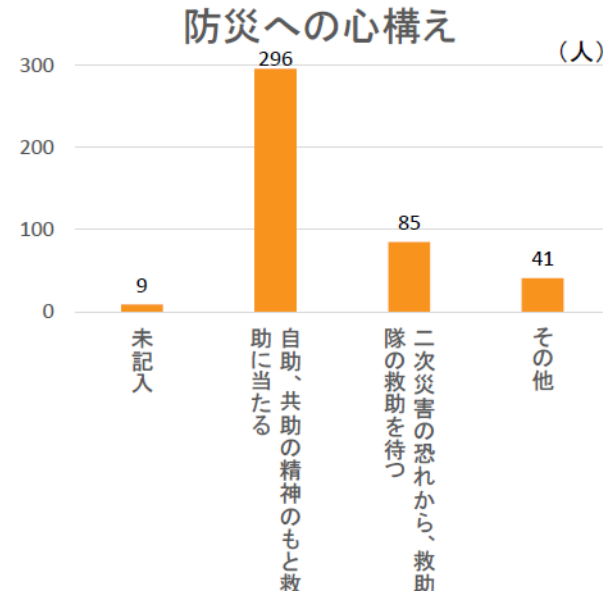
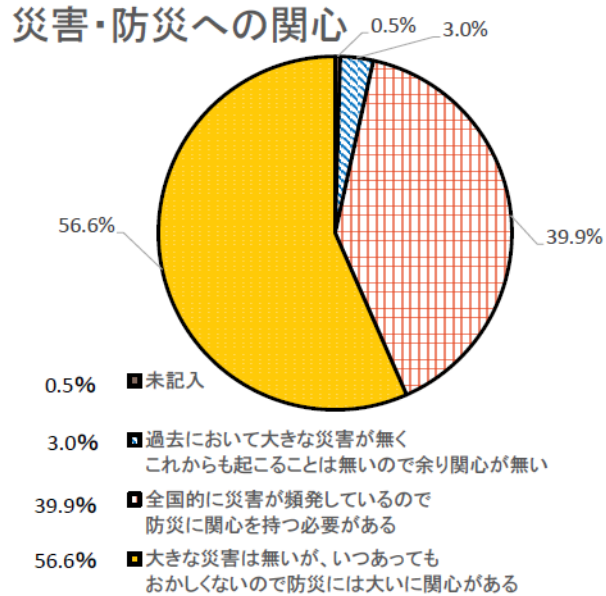
(仮称) 狭山市防災基本条例の方向性【案】

2. 防災基本条例の前提 狭山市地域防災計画－市の防災対策の基本方針－

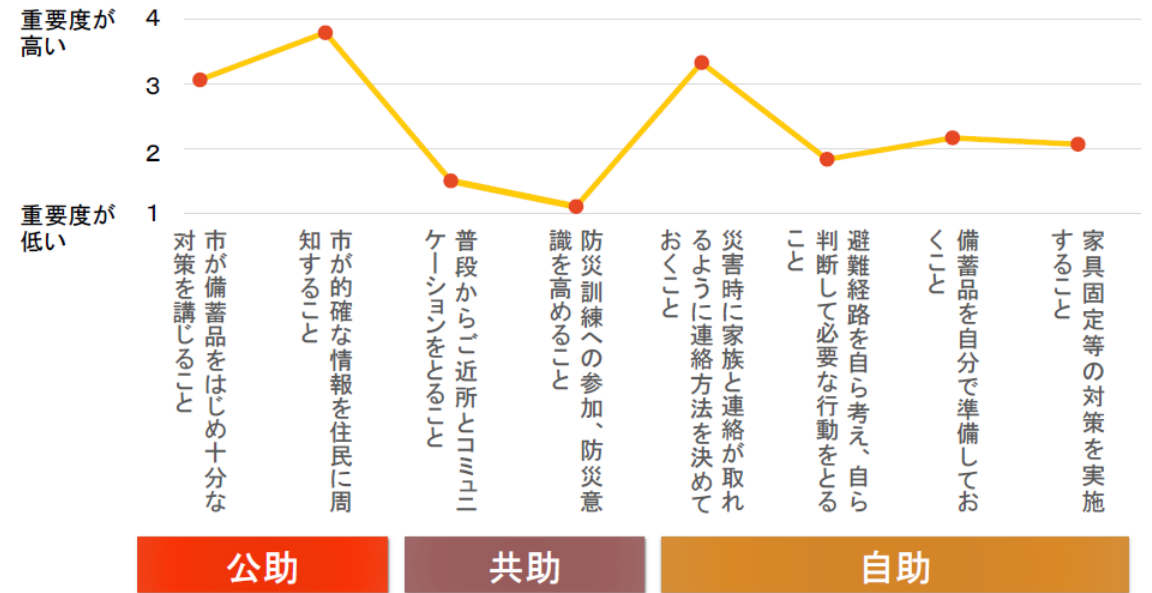
1. 自助・共助、公助の連携による地域防災力の向上
2. 組織活動による災害対応力の強化
3. 被災者の生活支援

3. 防災に関する市民アンケート調査 分析結果

(1) 狭山市域の災害・防災への関心や心構え



(6) 災害時に命を守るため重要だと思うこと



「近年各地で大災害が頻発していることから災害や防災への関心があり、「自助」や「共助」が重要なことを頭では理解しているが、実際の防災対策等への行動が取られていないという実態がある。」と考えられる。

(仮称) 狭山市防災基本条例の方向性【案】

4. 構成【案】

1. 総 則

- 1. 目的
- 2. 定義
- 3. 基本理念
- 4. 狭山市地域防災計画への反映

2. 市民、事業者及び市の責務

- 1. 自助
 - ・市民の責務
 - ・事業者の責務
- 2. 共助
 - ・市民の責務
 - ・事業者の責務
- 3. 公助
 - ・市の責務

3. 防災人づくりの推進

- 1. 市民の取組み
- 2. 事業者の取組み
- 3. 市の取組み

4. 災害に強いまちづくり

- 1. 市民の取組み
- 2. 事業者の取組み
- 3. 市の取組み